

平成22年度税制改正 グループ法人税制 パート1

～グループ内取引等に係る税制が創設されます～

グループ法人税制

平成22年度の税制改正により、「グループ法人税制」が創設されました。
グループ法人税制は資本金の大小に関係なく、一定の要件を満たしたすべての法人に強制適用されます。
適用される税制は以下のとおりです。

<適用される税制>

1. 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引の取扱い
2. 100%グループ内の法人間の寄附金の取扱い
3. 100%グループ内の法人から受ける配当等の取扱い
4. 100%グループ内の法人間の現物分配
5. 100%グループ内の法人間の自己株式の譲渡等
6. 大法人の100%子会社に対する中小企業向け特例措置の不適用

<適用されるグループ>

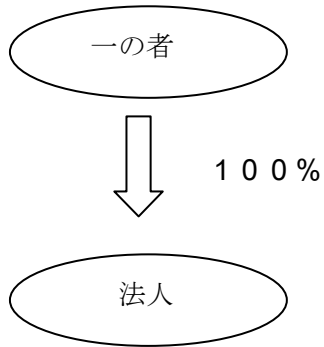
グループ法人税制は資本金に関係なく、一定の要件を満たしたすべての法人に強制適用されます。
グループ法人税制は、100%グループ内（完全支配関係）の法人を対象とします。

完全支配関係とは・・・

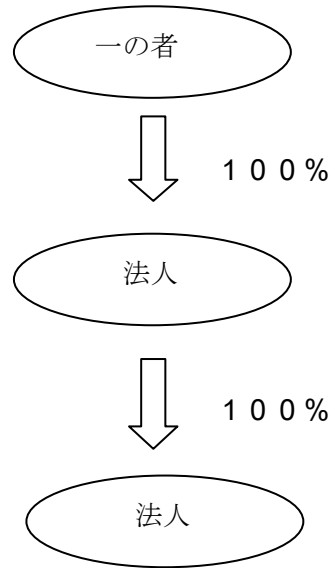
完全支配関係とは次の二つの関係をいいます。

- (1) 当事者間の完全支配関係
一の者が法人の発行済み株式等の全部を直接又は間接に保有する関係
(当事者間の完全支配の関係)

(例)



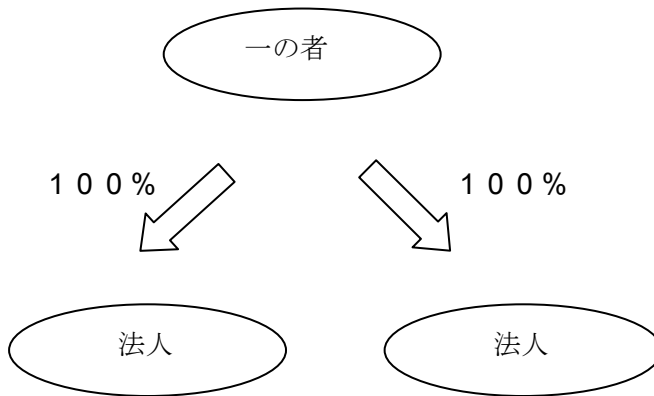
(例)



(2) 法人相互の完全支配関係

一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係

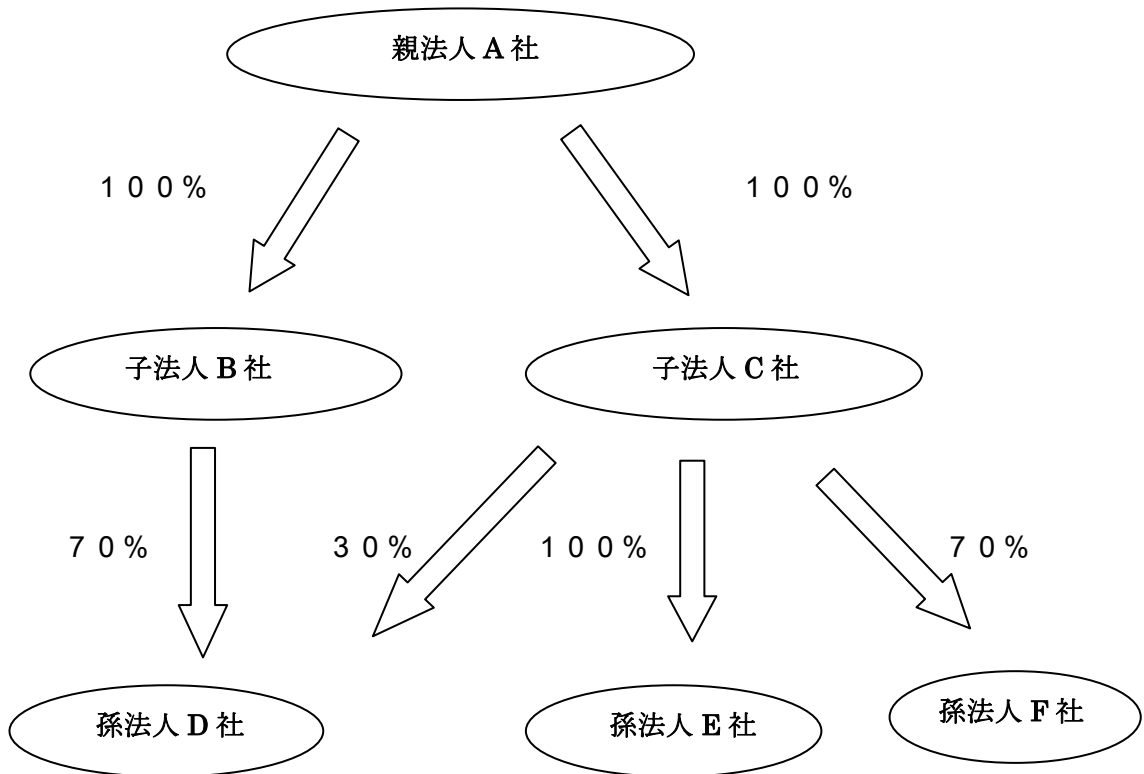
(例)



※ 一の者は法人だけでなく、個人も含まれます。

※ 一の者が個人である場合には、その個人及びこれと特殊関係のある個人(その個人の親族等)をいいます。

(参考)



上記の図においては、D社・E社も100%グループ内法人となり、A社からE社まで5法人が完全支配の関係がある法人として、グループ法人税制の対象となります。(F社は対象外)